改定前

# 改定後

# 6. (免責事項)

- (2) <u>公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、</u> 当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がな されたことにより契約者の暗証番号・取引情報等が漏洩した場合、そのために生 じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして取扱いを行った 場合、当行は暗証番号の盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合、また は依頼内容に不備があった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負 いません。
- (6) <u>電話回線等により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩し</u>た場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

### 7. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。<u>この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負</u>いません。

#### 8. (解約)

- (1)本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。 ただし、契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者が当行に対する解約通知は当行所定の書面により届け出るものとします。<u>当行が解約の通知を</u>届出の住所宛に発信した場合、何らかの理由でその通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (2) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。
  - ④住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行が契約者の 所在を確認できなくなったとき。
- (3) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合は、本サービスを停止させていただくことがあります。当行は事前に通知しますが、何らかの理由でその通知が契約者に到着しなかったときは、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

### 6. (免責事項)

- (2) 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、 当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がな されたことにより契約者の暗証番号・取引情報等が漏洩した場合、そのために生 じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を 負いません。
- (3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして取扱いを行った 場合、当行は暗証番号の盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合、また は依頼内容に不備があった場合、そのために生じた損害については、当行の責に 帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (6) <u>電話回線等により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u>

### 7. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取 引店に直ちにお届けください。<u>この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより</u> 生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負い ません。

## 8. (解約)

- (1)本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。 ただし、契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者が当行に対す る解約通知は当行所定の書面により届け出るものとします。<u>当行が解約の通知を</u> 届出の住所宛に発信した場合、その通知が契約者に到着しなかったとき、または 延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (2) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。
  - ④住所変更等の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行が契約者の 所在を確認できなくなったとき。
- (3) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合は、本サービスを停止させていただくことがあります。<br/>
  当行は事前に通知しますが、当行が行った通知が契約者に到着しなかったときは、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。